

熊本県歯 28年度 No.3

2016 .12 .1 発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

本組合において、マイナンバー制度関連の規程・方針を策定し、今年4月より施行したことに伴い、個人番号(マイナンバー)を記載することが法的に義務付けられている届出・申請書(例、資格取得・喪失届、高額療養費支給申請書)については、個人番号の記載欄を設けて、ご記入をお願いしているところです。

さらに、来年7月から予定されております地方公共団体等との情報連携開始に向けて、本年度中に本組合加入者全員の個人番号を取得する必要があり、当初は加入者の皆様から直接、個人番号の提供をお願いする予定としておりました。しかし、**収集作業の負担軽減、正確性・安全性を期するために厚労省から示された、住基ネットから個人番号を取得する方法を採用することとしました。**



愛称：マイナちゃん

よって、加入者全員からは個人番号の提供をお願いすることはなくなりましたが、基本情報の不一致等により、**住基ネットから個人番号を取得することができなかった加入者には、後日、本組合から個人番号の提供をお願いすることとなります**ので、その際はご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

熊本地震にかかる窓口負担の免除

本組合では、熊本地震により被災し、住家が半壊以上等の要件に該当する被保険者の医療機関等での窓口負担(一部負担金)について、平成29年2月診療分まで免除することに決定しました。

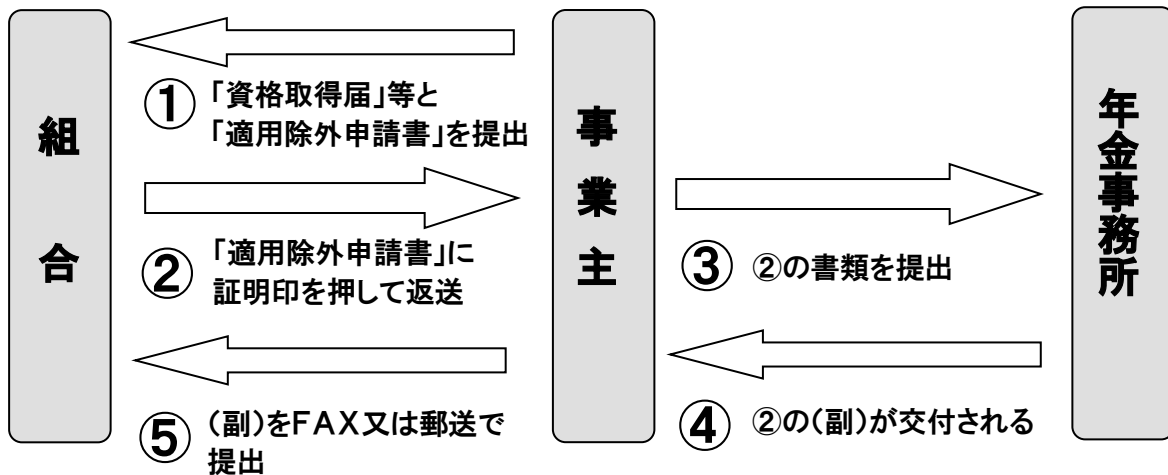
免除の要件、10月から医療機関等を受診する際に必要となっている**免除証明書の申請**、すでに**支払った一部負担金の還付申請**については、9月末に発行した国保だよりNo.2に同封の文書をご覧いただくか、県歯会ホームページのトップページとリンクしている「**国保組合からのお知らせ**」をご覧ください。

健康保険適用除外申請

法人事業所や常勤従業員が5人以上の個人事業所

「**法人事業所**」や「**常勤従業員が5人以上の個人事業所**」は、社会保険(健康保険と厚生年金)の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入(資格継続)することができます。

申請の流れ



注意！！

事実の発生した日から、**14日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、14日以内に届出が出来なかった場合は、やむを得ない理由を記載した理由書の添付が必要です。

パートやアルバイトの取扱い

常勤従業員の人数としてパートやアルバイトは、人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数…1月の所定労働日数が常勤の4分の3以上

労働時間…1日の所定労働時間が常勤の4分の3以上

◎パート証明

パートやアルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は本組合にありますのでご連絡ください。

パート → 常勤、常勤 → パート となった場合もご連絡ください。

適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4人以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず本組合へご連絡ください。

療養費の支給

次のような場合は、一旦、全額自己負担となりますが、申請により後からその一部が支給されます。

こんなとき		支給金額	条件
自費診療 ※1	やむを得ない理由で、 保険証を持たずに、治療 を受けたとき	かかった費用額の内容について審査を行います。 審査後、認められれば 保険給付分を後日 支給します。	実際にやむを得ない 事情があったか否かを 判断した上で支給 決定します。
治療用装具	医師が治療上必要と 認めたコルセットやギプ ス等の補装具代		原則として製作者が 患者の体に合わせ て作った装具。補聴 器、松葉杖は不可。 日常生活品と考えら れるものも不可。

※1 海外における医療費(治療目的の渡航は除く)についても払い戻しができます。

申請方法

申請する場合は、本組合までご連絡ください。申請用紙をお送りいたします。

医療機関の適正受診にご協力ください

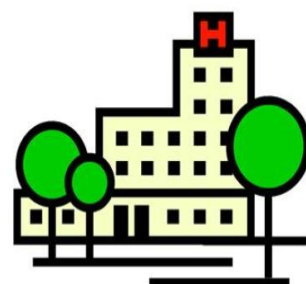
国民健康保険から支払われる医療費は、皆様からいただく保険料や国の補助金等で賄われています。医療費を有効に使うためにも、日頃から次の事にご留意ください。

1. かかりつけ医を持ちましょう

病歴や体質などを把握してくれているので、効果的な治療を受けられます。
気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を受診するようにしましょう。

2. 休日や夜間の受診は控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。
時間外の診察は加算料金が発生します。



3. 重複受診は避けましょう

複数の医療機関を受診すると、医療費が増加するばかりではなく、
何度も検査や処置・投薬などを行うので、体にも負担がかかります。

4. 柔道整復師(整骨院・接骨院)での保険治療は制約があります

医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等と診断又は判断され、施術を受けた場合(骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要)や骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしている場合に保険の対象になります。

保健事業の補助申請期限

保健事業(人間ドック、健康診断、インフルエンザワクチン接種等)の補助申請は対象年度内をお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助ができませんのでご注意ください。



【補助対象期間】**平成28年4月1日～平成29年3月31日**

【申請期間】**平成28年4月1日～平成29年3月31日**

※補助申請書は、県歯会ホームページからダウンロードできます。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合は、原則として14日以内に本組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

『医療費通知』(平成28年7月診療分)の送付

28年7月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のはがきサイズ)を同封しております。

乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

「阿蘇ファームランド」特別宿泊優待ご案内

組合員のために特別宿泊プランがあります。

詳しくは別添のチラシをご覧ください。